神戸市告示第 571 号

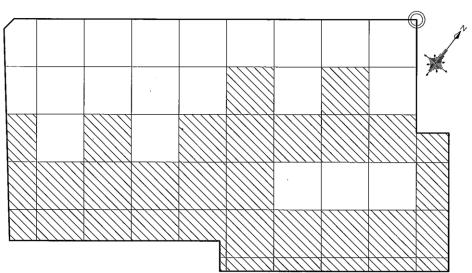
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質 によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成27年2月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域 須磨区大池町3丁目7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、12番の一部 (別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル

別図



凡例

起点

敷地境界線

形質変更時要届出区域

起点は, 須磨区大池町3丁目10番の最北端 地点とする。

《格子の回転角度》 52°24'32"

32 24 32 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点と して座標北から時計回りに回転させた角度を